

せい かつ ほ ごと
生活保護のしおり

はんなんしふくしじむしょ
阪南市福祉事務所
せい かつ し えん か
生活支援課



はんなんしおざきちょう
阪南市尾崎町35-1

TEL (072) 489-4522 Fax (072) 473-3504

令和7年3月1日改訂

あなたの^{たんとう}担当ケースワーカーは、 _____ です

もく じ
目 次



1. 生活保護ってどんな制度	1
2. 生活保護の原則	1
3. 生活保護を受けるには	2
(1) 資産の活用について	2
(2) 稼働能力の活用について	3
(3) 扶養義務者の援助の活用について	3
(4) 他法他施策の活用について	4
4. 申請の時に用意したほうがいいもの	5
5. 保護申請の手続きと保護決定までの流れ	7
①相談 ②申請 ③調査 ④決定	7
⑤保護費の支払い ⑥決定に疑問があるとき	8
6. 生活保護の計算の仕方	9
7. 生活保護の種類	10
(1) 加算の種類	11
(2) 一時的な扶助の種類	12
8. 権利として保障されるもの	12
9. 保護利用中に減額・免除されるもの	13

し 知らなかったこんなことも

- ① ^{しゅうろうじりつきゅうふきん}就 労 自 立 給 付 金 14
- ② ^{だいがく}大学 等 へ の ^{しんがくしえん}進 学 支 援 14
- ③ ^{かいかい}海 外 へ の ^{とこう}渡 航 15
10. ^{ぎむ}義 務 (^{まも}守 ら ね け れ ば い け ない 事) 16
- ^{ふせいじゆきゅう}不 正 受 給 と は 17
11. ^{つぎ}次 の よう な と き は 、 ^{とどけ}す ぐ に 届 出 を 18
12. ^{ほごひ}保 護 費 の ^{へんかん}返 還 19
13. ^{びょういん}病 院 に か か る と き 20
14. ^{かいご}介 護 を う け る と き 23
15. ケースワーカーの ^{やくわり}役 割 24
16. 民生委員の ^{やくわり}役 割 25
17. いろいろな ^{そうだんきかん}相 談 機 関 26



1. 生活保護ってどんな制度



生活保護は、病気や事故などで働けなくなったり、離別や死別で収入がなくなるなど、生活に困っているすべての国民に対して、国民の生存権の保障を規定した「日本国憲法」第25条の理念に基づき、困窮の度合いに応じて、国の責任で、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分のくらしを支えられるよう支援することを目的に「生活保護法」に基づいて行われる制度です。

2. 生活保護の原則



しんせい ほご 申請保護の げんそく 原則	ほんにん ふようぎむしゅ どうきょ しんそく しんせい もと 本人、扶養義務者または同居の親族の申請に基づいて かいし きんきゅうせい しんせい 開始します。ただし、緊急性があるときは、申請がな くても必要な保護を行うことができます。
せたい たんい 世帯単位の げんそく 原則	せたい たんい おな かおく す せいかつ 世帯の単位は、同じ家屋に住んで生活をとともにしてい るものを言います。たとえそれが親族や他人でも同じ ですかせ にゅういん ばあい おな せたい です。出稼ぎや入院の場合も同じ世帯となります。
きじゅんおよ 基準及び ていど げんそく 程度の原則	こうせいろうどうだいじん さだ ほ ごきじゅん もと せたい 厚生労働大臣の定める保護基準に基づき、世帯の しゅうにゅう み ふそくぶん おぎな 収入などで満たすことができない不足分を補いま す。
ひつようそくおう 必要即応の げんそく 原則	せたい ひつようせい おう りんじてき ふじょ てきせつ 世帯の必要性に応じて、臨時的な扶助などで適切に じっし 実施します。

3. 生活保護を受けるには

資産（預貯金・不動産・自動車など）、自分のもっている能力（働くこと）、扶養義務者による扶養、その他あらゆるものを生活するために活用することが必要です。個々の実情により判断します。生活に引き詰る前に早めに相談しましょう。

(1) 資産の活用について

- ① 現金や預貯金は生活費に活用してください。
- ② 貴金属、有価証券などは処分して生活費にあててください。
- ③ 土地、家屋などの不動産等は活用することが前提です。
- ④ 生命保険は、原則として解約して返戻金を活用してください。ただし、保険料が少額であれば、保有を認められる場合もあります。
- ⑤ 学資保険は、原則として解約して返戻金を活用してください。ただし、生活保護開始時の解約払戻金が50万円以下であれば保有を認められる場合もあります。
- ⑥ 自動車は、原則保有することも運転することも認められません。ただし、障がい者用に改造された車や、公共交通機関のない僻地や時間帯の就労で、自立の



かのうせい きたい ひと
可能性が期待できるときは認められることがあります。

- ⑦ バイクは、総排気量125 cc以下のオートバイ及び原動機付自転車は所有可能ですが、ケースワーカーからの許可が必要で、任意保険に加入することが条件です。基本は自動車の規定に準じ、仕事で必要な場合や他の交通手段がほとんどない場合に認められるものです。



(2) 稼働能力の活用について

15歳から64歳までの働ける人は、能力に応じて働いてください。保護を利用している世帯に働くことのできる人がいる場合には、就労支援や職業訓練等を受けることができます。また、65歳以上でも働ける人は働いたほうが資金面で生活が潤います。

(3) 扶養義務者の援助の活用について



親、兄弟姉妹、子ども、配偶者など民法上の扶養義務者から援助を受けることができる場合は、受けてください。なお、保護申請のときや保護利用中においても定期的に扶養義務者の方々に対し、援助の可否について書面で照会します。扶養の意思は保護に優先します。しかし、本人が親族に扶養をもとめることが申請の条件ではありません。

また、DV等で扶養の期待や可能性がない場合、また、住所を知ら

れると危険なときなど、扶養照会を行わない場合もあります。



保護利用中に仕送り等がある場合は、その分、保護費が減ることになります。

(4) 他法他施策の活用について

年金や各種手当、障がい者手帳など、他の法律や制度で受けられるものがある場合は、優先してすべて受ける手続きをしてください。



(たとえば、公的年金、雇用保険、社会保険、児童手当、児童扶養手当、介護サービス、障がい福祉サービスなど)それにより、保護費に加算がついたり、福祉的給付金のように収入認定されないなど有利になる場合があります。

暴力団員は生活保護を利用することはできません。

暴力団関係者ではないという「誓約書兼照会同意書」に基づき、大阪府警から情報提供を受け、暴力団員であることがわかったときは、申請を却下するなど厳正に対応します。



4. 申請の時に用意したほうがいいもの

【共通】

- ① 銀行等の預貯金通帳（直近まで記帳済のもの）
- ② 健康保険証（国民健康保険証もしくは健康保険証等）
- ③ 年金手帳・年金証書・各種年金振込通知書
- ④ マイナンバー通知書またはマイナンバーカード
- ⑤ 認印



【高齢者】

- ① 後期高齢者医療被保険者証
- ② 介護保険被保険者証

【他法】

- ① 身体障がい者手帳
- ② 療育手帳
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳
- ④ 更生医療・精神通院医療証・特定医療費（指定難病）受給者証
- ⑤ 重度障がい者医療証
- ⑥ ひとり親家庭医療受給者証
- ⑦ 児童扶養手当証書
- ⑧ 外国人登録証

障がい者手帳

きんろうしゃ
【勤労者】

- ① まえ げつぶん きゅうよめいさいしよ
前3か月分の給与明細書
- ② こようほけんじゅきゅうしかくしよ
雇用保険受給資格証



じゅうきよ
【住居】

- ① ちんたいけいやくしよ やちんしょうめいしよ
賃貸契約書または家賃証明書
- ② とち たてもの とうきぼとうほん
土地、建物の登記簿謄本

た
【その他】

- ① せいめいほけんしよ
生命保険証
- ② うんてんめんきょしよ
運転免許証
- ③ じかようしゃしゃけんしよ じどうしゃ ふく ほけん しばいせき にんい
自家用車車検証、自動車（バイクを含む）保険（自賠責・任意）
- ④ がくせいしよ ざいがくしよめいしよ
学生証または在学証明書
- ⑤ ふさいないようかんけいしよるい
負債内容関係書類
- ⑥ せいかつれき びょうれき しょくれき
生活歴・病歴・職歴など



5. 保護申請の手続きと

保護決定までの流れ

① 相談

くらしに困って、生活保護について聞きたいときは、市役所（生活支援課）に相談してください。

面接相談員がお話を伺い、制度等を丁寧に説明します。



② 申請

申請の意思の確認をしたうえで、生活状況をお聞きして申請書等の必要書類を提出していただきます。



③ 調査

申請手続きが済むと、市役所の担当ケースワーカーや査察指導員等があなたのお宅を訪問します。生活に困っている状況や生活保護を利用するための要件が満たされているか調査します。



生活保護が利用できるかどうかは、申請のあった日から14日以内（調査に時間を要した時は30日以内）に通知します



④ 決定

生活保護が利用できる場合は、「保護決定通知書」を、生活保護が受

けられない場合は、「保護申請却下通知書」を交付します。



⑤ 保護費の支払い

保護が決定となったときは、担当ケースワーカーから保護費をお渡しする日時などをお伝えします。印鑑を持参し、直接本人が受け取りに来てください。

初回は、開始の説明や各種窓口への届出を行っていただきます。

時間に余裕をもってお越しください。



(毎月の保護費の受け取りかた)

原則、毎月5日(土・日・祝日にあたり

きは直前の平日。ただし、例外となる月もあります。)指定の口座に振り込まれます。

⑥ 決定に疑問があるとき

福祉事務所が行った保護の申請の却下、保護の変更、停止、廃止などの決定に不服があるときは、福祉事務所に説明を求めてください。それでも納得できないときは、決定があったことを知った日



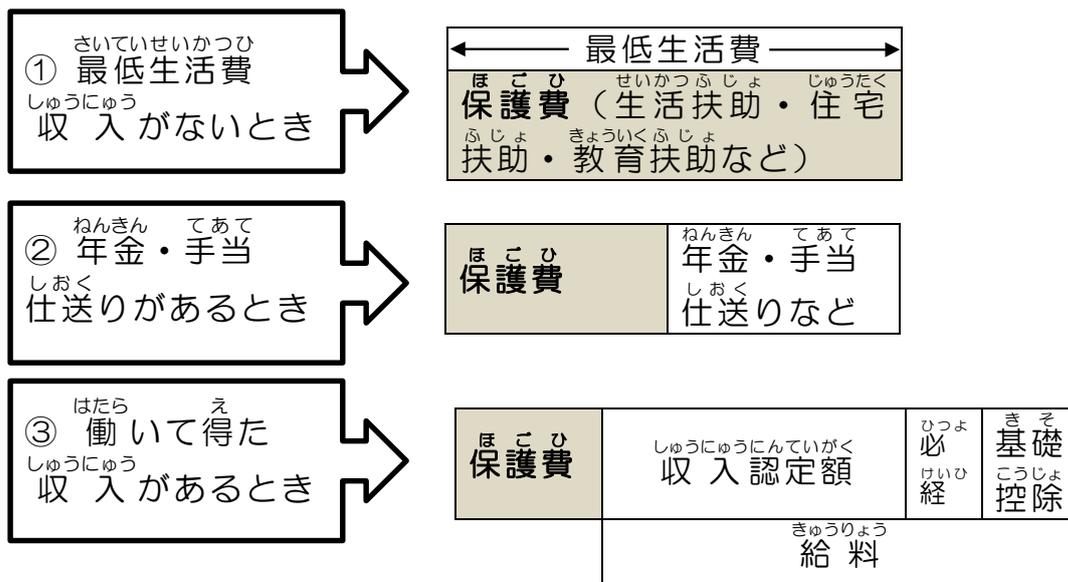
の翌日から数えて3か月以内に大阪府知事に対し審査を請求することができます。ただし、外国籍の方はできません。

6. 生活保護の計算の仕方

生活保護が決定となったときは、国が定める最低生活費の額を計算します。最低生活費は、世帯の構成（人数や年齢）や世帯の状況によって異なります。最低生活費と世帯の収入を比べて不足しているときに、その不足分を生活保護費として支給します。



生活保護が受けられる場合



生活保護が利用できない場合



7. 生活保護の種類

① 生活扶助



食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道など
日常生活に必要な費用

② 住宅扶助



家賃、地代、家屋の補修など住宅維持のために
必要な費用

③ 教育扶助



学用品、給食費、学級費などの義務教育に必要な
費用

学習支援費（クラブ活動費）や教材費（楽器購入費）は実費支給（高校も適用）

※高校生の学習支援費は、⑦生業扶助で支払います。

④ 介護扶助



居宅介護支援計画に基づく居宅介護、福祉用具の貸与、住宅改修、施設介護を受けるための費用（介護機関に直接支払います）

⑤ 医療扶助



国民健康保険適用相当の病気やけがの治療、

お薬や眼鏡などの装具、必要に応じた通院

交通費などの費用（交通費以外は直接関係

機関に支払います）



基本的には児童福祉法による入院助産が優先されます。しかし、指定施設以外での出産や産科医療補償制度の掛金、衛生材料費などお産に必要な費用



仕事に就くための費用、技能や技術を身につけるための費用、高校生の学用品や通学費



死体検案に要する費用、死体運搬費用、ドライアイス代など葬祭に必要な費用
(ただし、葬祭を行う親族がいない場合)

(1) 加算の種類

- ① 母子加算 → ひとり親世帯に計上されます
- ② 児童養育加算 → 高校卒業以前のこどもがいる世帯
- ③ 妊産婦加算 → 出産月を含む6か月を妊婦加算、
出産翌月から5か月間(母乳の場合)産婦加算
- ④ 障がい者加算 → 障がいの程度に応じて加算
- ⑤ 在宅患者加算 → 結核患者等、特別に栄養を摂る必要がある場合
- ⑥ 放射線障がい者加算 → 戦争時の原爆投下で被爆し後遺症がある時
- ⑦ 介護施設入所者加算 → 介護施設入所で基本生活費算定の時
- ⑧ 介護保険料加算 → 65歳以上で普通徴収にかかる保険料の実費
- ⑨ 冬季加算 → 11月から3月まで認定される暖房代



(2) 一時的な扶助の種類

※福祉事務所が必要と認めただけの場合に限り、必要最小限で認定
します。

- ① 被服費→学生服・産着等・布団（買替は不可）・おむつ代など
- ② 家具什器費→炊事用具など
- ③ 移送費→通院交通費、転居費用など
- ④ 入学準備金→義務教育の学校入学準備費用
- ⑤ 就労活動促進費→就労意欲があり、早期自立が可能な場合に認定
- ⑥ その他→家財保管・家財処分の費用など



8. 権利として保障されるもの

- ① 申請権は保障されています。保護開始や変更等の申請を行うことができます。
- ② 正当な理由がなければ、すでに決定された保護について、不利益に変更されることはありません。
- ③ 生活保護により支給された保護費などには、税金をかけられたり、差し押さえられることはありません。
- ④ 決められた保護の内容について納得できないときは、審査請求（不服申立）ができます。



9. 保護利用中に減額・免除されるもの

- ① 住民税（市・府民税）、固定資産税、軽自動車税
- ② 国民年金保険料
- ③ NHK受信料
- ④ 保育園・幼稚園・認定こども園の保育料、留守家庭児童会負担金
- ⑤ 入院助産費用
- ⑥ 市営駐輪場使用料（半額減免）
- ⑦ 住民票・戸籍謄本等の交付手数料



（知らなかったこんなことも）

① 就労自立給付金

安定した職業に就いたこと等により、保護を必要としなくなった世帯について、生活保護廃止後に、就労自立給付金を支給する制度があります。



安定した職業に就いたときなど（おおむね6か月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低生活維持に必要な収入を得ることができると認められる場合）に申請できます。再度生活保護に陥らないよう、不安定な生活を支援するための制度です。

申請に基づき、保護廃止月から起算して前6か月間の収入認定額（就労収入から勤労控除・必要経費等を控除した額）に算定率（就労期間に応じ10%）を乗じた額に単身世帯は2万円、複数世帯は3万円を加えた額と上限額とのいずれか低い額。



給付金の上限は、単身世帯の場合10万円、世帯員が複数いる世帯の場合15万円となります。

可能性がある時は、必ず、担当ケースワーカーに相談してください。

② 大学などへの進学支援

生活保護を受けながらの大学等進学は認められていません。

子どもが大学などに進学すると、別の世帯として扱(あつか)う「世帯分離」になり、保護世帯から切り離(はな)されます。そのため、国民健康保険料や学費、生活費を自分で賄(まかな)わなくてはなりません。



そこで、新生活の立ち上げ費用として、一時金が給付されます。

- ・ 自宅で親と同居する場合は10万円
- ・ 進学を理由に転居して通学する場合は30万円

対象者には、担当ケースワーカーから手続きの詳しい説明をさせていただきます。

③ 海外への渡航

海外渡航を理由に生活保護を停止することはありません。

しかし、事前に渡航内容や費用の届け出が必要です。

渡航費(交通費、宿泊費に充てられる額)については収入認定されますが、次の場合は例外として、収入認定されません。

① 親族の冠婚葬祭、危篤の場合及び墓参

② 修学旅行

③ 公的機関が主催する文化・スポーツ等の国際的な大会への参加(選抜または招待された場合に限る)





10. 義務(守らなければいけないこと)

- ① 働けるときは、その能力に^{のうりよく}応じて^{おう}働いて^{はたら}ください。
- ② 生活費は無駄遣いせず、計画的に^{けいかくてき}使い、生活の維持向上に^{つと}努めてください。
- ③ 生活保護を受ける権利は、他人に^{けんり}譲ることはできません。
- ④ 生活保護を受けているときは、借金^{しゃっきん}をすることはできません。
(銀行からの^{ぎんこう}借り入れや知人からの^{ちじん}借金など)
- ⑤ 収入申告書の^{しゅうにゅうしんこくしよ}提出が^{ていしゆつ}必要です。(収入申告)



- 収入の有無にかかわらず、1か月から6か月に1回以上、収入申告書を提出しなければなりません。
- ・給与、賞与は、基礎控除や実費控除が認められます。
 - ・高校生のアルバイト賃金は、未成年者控除のほか、
修学旅行費、大学受験料、入学金などに使うこともできます。
 - ・借り入れや^{けいよきん}恵与金も収入となります。
 - ・各種年金、恩給、諸手当、雇用保険の給付金など
 - ・親族からの^{しおく}仕送り
 - ・保険金、交通事故等の^{いしやりよう}慰謝料・賠償金、財産を売った代金等
 - ・その他世帯が得たすべての^{しゅうにゅう}収入



- ⑥ 収入申告漏れは、不正受給と扱われる可能性があります。
- ・意図的な虚偽の申告は、不正受給で、内容によっては刑事事件にもなります。

不正受給とは



・各種収入について、無申告または虚偽の申告をしている。

・偽装離婚。

・保護利用中以外の者が同居していることを申告し

ていない。

・そのほか、生活保護制度を悪用した不正行為を行っているなど。

不正受給の事実を発見した場合

・不正受給であることが判明した場合、既に支払済みの

生活保護費を返還して頂きます。

・生活保護の適用を打ち切る場合があります。

・泉南警察署や大阪府などと連携し、刑事告訴(詐欺罪等)を行う

場合があります。



- ⑦ 世帯の生活維持、向上、その他の目的で、福祉事務所(担当ケースワーカー)が指導・指示をしたときは必ず守ってください。

ケースワーカーは、保護の目的達成に必要な範囲で指導や指示を行います。



正当な理由もなく、指導や指示を守っていただけない

ときは、やむを得ず、生活保護の変更・停止・廃止とい

った厳しい処分になることがあります。

11. 次のようなときは、すぐに届出を^{とどけで}

- ① 住^{じゅうしょ}所^{やちん}や家賃^{ちだい}、地代^かが変わるとき
- ② 家族^{かぞく}に変化^{へんか}があったとき
(出^{しゅっしょう}生^{しぼう}・死^{てんにゆうてんしゆつ}亡^{けっこん}・転^{にんしん}入^{にゆうがく}転^{にゆうがく}出^{にゆうがく}・結^{けっこん}婚^{にんしん}・妊^{にんしん}娠^{にゆうがく}・入^{にゆうがく}学^{にゆうがく})
退^{たいがく}学^{しゅうしょく}・就^{たいしょく}職^{じこ}や退^{じこ}職^{たいしょく}・事^{じこ}故^{たいしょく}など)
- ③ 会^{かいしゃ}社^{けんこうほけんしょう}などの健^{けんこうほけんしょう}康^{けんこうほけんしょう}保^{けんこうほけんしょう}険^{けんこうほけんしょう}証^{けんこうほけんしょう}が使^{つか}え^{つか}る^{つか}よ^{つか}う^{つか}にな^{つか}っ^{つか}た^{つか}り^{つか}、
使^{つか}え^{つか}な^{つか}く^{つか}な^{つか}っ^{つか}た^{つか}と^{つか}き
- ④ 病^{びょうき}気^{びょういん}やけ^{びょういん}が^{びょういん}で^{びょういん}病^{びょういん}院^{にゅういん}にか^{にゅういん}か^{にゅういん}る^{にゅういん}と^{にゅういん}き、か^{にゅういん}か^{にゅういん}ら^{にゅういん}な^{にゅういん}く^{にゅういん}な^{にゅういん}っ^{にゅういん}た^{にゅういん}と^{にゅういん}き、入^{にゅういん}院^{にゅういん}
や退^{たいいん}院^{たいいん}を^{たいいん}し^{たいいん}た^{たいいん}と^{たいいん}き
- ⑤ 国^{こく}民^{みん}年^{ねん}金^{きん}・厚^{こう}生^{せい}年^{ねん}金^{きん}・企^{きぎょう}業^{ねん}年^{きん}金^{きん}・遺^{いそく}族^{ねん}年^{きん}金^{きん}な^うど^とを^う受^うけ^と取^とる^とよ^とう^と
にな^うっ^とた^とと^とき、額^{がく}が^か変^{がく}わ^かる^{がく}と^かき
- ⑥ 各^{かく}種^{しゆてあて}手^{しおく}当^うや仕^{がく}送^かり^{がく}を^か受^{がく}け^かる^{がく}よ^かう^かにな^{がく}っ^かた^{がく}と^かき、額^{がく}が^か変^{がく}わ^かる^{がく}と^かき、
受^うけ^うら^うれ^うな^うく^うな^うっ^うた^うと^うき
- ⑦ 給^{きゅうりょう}料^{こうこうせい}(高^{ふく}校^{ふく}生^{ふく}の^{ふく}ア^{ふく}ル^{ふく}バ^{ふく}イト^{ふく}を^{ふく}含^{ふく}む^{ふく})・ボ^{ふく}ー^{ふく}ナ^{ふく}ス^{ふく}
(賞^{しょうよ}与^{しょうよ})^{しょうよ}が^{しょうよ}あ^{しょうよ}っ^{しょうよ}た^{しょうよ}と^{しょうよ}き
- ⑧ そのほ^{せいかつじょうきょう}か^{へんどう}生^{せいかつじょうきょう}活^{せいかつじょうきょう}状^{せいかつじょうきょう}況^{せいかつじょうきょう}に^{へんどう}変^{へんどう}動^{へんどう}が^{へんどう}あ^{へんどう}っ^{へんどう}た^{へんどう}と^{へんどう}き
例^{なんにち}え^るば、何^{なんにち}日^るか^る留^る守^すに^すす^する^すと^すき、ケ^{ほうこく}ー^{ほうこく}ス^{ほうこく}ワ^{ほうこく}ー^{ほうこく}カ^{ほうこく}ー^{ほうこく}に^{ほうこく}報^{ほうこく}告^{ほうこく}し^{ほうこく}て^{ほうこく}く^{ほうこく}
だ^{ほうこく}さ^{ほうこく}い^{ほうこく}。



申^{しんこく}告^{おそ}が^{おそ}遅^{ほうこく}か^{おこた}っ^{ほうこく}た^{ほうこく}り^{ほうこく}、報^{ほうこく}告^{おこた}を^{おこた}怠^{せい}っ^{せい}た^{せい}と^{せい}き、生^{せい}活^{せい}費^{せい}の^{へん}変^{へん}更^{へん}が^{へん}で^{へん}き^{へん}な^{へん}く^{へん}
な^{へん}り^{へん}ま^{へん}す。追^{つい}加^かで^かの^{しきゅう}支^{しきゅう}給^{しきゅう}が^{こうじょ}で^{こうじょ}き^{こうじょ}ず^{こうじょ}、控^{こうじょ}除^{じょ}な^{じょ}ど^{じょ}の^{じょ}優^{ゆう}遇^{ぐう}を^う受^うけ^うら^うれ^うな^うか^う
っ^うた^うり^うし^うま^うす。多^{おお}く^だ出^ほし^ごす^ひぎ^{へん}た^{かん}保^{へん}護^{かん}費^{かん}は^{かん}返^{かん}還^{かん}し^{かん}て^{かん}い^{かん}た^{かん}だ^{かん}き^{かん}ま^{かん}す。

12. 保護費の返還

さしせまった事情があり、資力があるにもかかわらず、生活保護を受けたときは、すでに支給された生活保護費（医療費・介護費を含む）の全部または一部を速やかに返還しなければなりません。

たとえば、

- ① 不動産（土地・家屋）などを売却したとき
- ② 生命保険などの保険金を受け取ったとき
- ③ 各種年金や手当などを遡って受け取ったとき
- ④ 交通事故などで示談金や保証金を受け取ったとき
- ⑤ 遺産を受け取ったとき
- ⑥ ギャンブルで得た利益など

事実と異なる申告をしたり、不正な方法で生活保護を利用したり、申告の義務を果たさないときは、保護費の返還だけでなく、法律により処罰されることがあります。



13. 病院にかかるとき

- ① 病院にかかるとき、病気が治ったとき、入院・退院・転院のときは、ただちに、福祉事務所に報告してください。

病院にかかるときは、「医療券」、医師から処方を受けて薬を薬局で受け取るには「調剤券」が必要です。「医療券」等は、福祉事務所で発行しますので取りに来てください。

＜福祉事務所に医療券・調剤券を取りに来る手間が省けます＞
医療機関・薬局の窓口において、「オンライン資格確認等システム」により、マイナンバーカードを医療券・調剤券として使えるようになりました。

注1) 「オンライン資格確認等システム」を利用するには

- ① マイナンバーカードの取得
- ② マイナンバーカードを医療券・調剤券として利用する
申込手続きが必要です。

注2) マイナンバーカードを医療券・調剤券として使用する場合でも「保護変更申請書（傷病届）」の提出は必要ですので、福祉事務所へ電話にて連絡をお願いします。

注3) 「オンライン資格確認等システム」に対応していない医療機関・薬局については、これまで通り医療券（紙）・調剤券（紙）が必要となります。



ほごしんせいちゆう いりょうけんとう はっこう
保護申請中は、医療券等の発行ができません。
びょういん やっきやく せいかつ ほごしんせいちゆう つた
病院や薬局で、「生活保護申請中です。」と伝えて
ください。場合によっては、実費を請求される医療
きかん ばあい じっぴ せいきゅう いりょう
機関もありますので、必ず領収書は保管しておい
てください。ほごけつていご いりょうけん とう じさん しはら
保護決定後に、「医療券」等を持参すれば、支払った
かね げんそく いりょうきかん かえ
お金は、原則、医療機関から返していただけます。

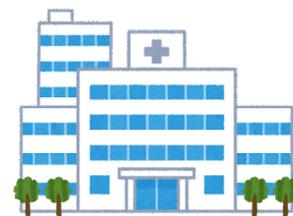
いりょうきかんじゅしん かひ ふくしじむしょ けつてい かって じゅしん みと
医療機関受診の可否は、福祉事務所が決定します。**勝手な受診は、認**
められず、全額自己負担となる場合があります。また、「医療券」を
も じゅしん しんさつ いりょうきかん
持たずに受診したときは、診察しない医療機関もあります。



とくべつ
(特別なとき)

1. 仕事や病気・障がいで福祉事務所に来ることができないときは、
たんとう そうだん
担当ケースワーカーに相談してください。
2. 夜間や休日に急病で医療機関を受診したときや救急搬送さ
やかん きゅうじつ きゅうびょう いりょうきかん じゅしん きゅうきゅうはんそう
れたときは必ず報告してください。医療機関に郵送します。
かなら ほうこく いりょうきかん ゆうそう
3. 入院する際や施設等に入所する際は、医療機関に直接郵送しま
にゅういん さい しせつとう にゅうしょ さい いりょうきかん ちよくせつゆうそう
す。

じゅしん せいかつほごほう してい う
②受診するときは、生活保護法による**指定を受けてい**
びょういん いいん じゅしん していりょうきかん
る病院や医院で受診してください。指定医療機関
いがい じゅしん いりょうひぜんがく じこふたん しはら
以外での受診は、医療費全額を自己負担で支払わな
くてはならないときがあります。事前に確認してく
じぜん かくにん
ださい。



- ③ 国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は、関係する医療証も含めて、申請日に遡って使えなくなります。



社会保険のある方は、保険証が使えます。ただし、自己負担分は、「医療券」で対応します。社会保険取得のときは、必ず担当ケースワーカーに届出てください。

- ④ 接骨院、はり、きゅう、マッサージの治療は、事前に担当ケースワーカーに相談が必要です。また、メガネやコルセットなどの治療に要する装具が必要なときは、購入する前に担当ケースワーカーに相談してください。



- ⑤ 頻回受診・重複受診は適正受診の指導を行います。

外来受診で、同一傷病について、同一月内に同一診療科を15日以上受診している場合は、受診回数を減らすよう指導します。また、同じ傷病の治療で複数の病院を受診することはできません。



- ⑥ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

医師や歯科医師より後発医薬品（ジェネリック）の使用が可能と判断された場合は、原則として後発医薬品

が調剤されます。

⑦ 特定健康診査について

生活習慣病の予防、早期発見を目的として、40歳から74歳までの方は無料で受けることができます。検診を希望するときは、必ず事前にケースワーカーまたは健康管理支援専門員にご相談ください。
※事前相談なく健診を受けられますと、検査費用は自己費となります。



⑧ 通院交通費について

通院交通費は、医師からの意見に基づいて支給できるか福祉事務所が判断します。足腰が悪かったり、病気で電車やバスでの移動が難しい場合は、タクシーや介護タクシーによる通院費が認められます。基本は、交通費のあまりかからない家の近くの医療機関の受診を勧めます。



⑨ 他法の活用

難病、精神通院医療、更生医療などは生活保護に優先します。福祉事務所の指導に従って、受給資格の取得に努めてください。

⑩ その他

交通事故や酔っぱらって転倒しケガをしたときなど、医療券の対応ができないときがあります。



14. 介護をうけるとき

65歳以上の高齢者、または40歳以上65歳未満の方で「脳血管疾患」などの病気（特定疾病）が原因で、自力での生活を維持することが困難なときに、介護保険サービスを利用することができます。

必ず、担当ケースワーカーに相談してください。

15. ケースワーカーの役割

ケースワーカーは、家庭訪問などをして生活の状況をお聞きし、生活保護の決定に必要な調査や助言、援助を行う福祉事務所の職員です。世帯が抱えている問題を一緒に考え、安心して生活できるようアドバイスします。遠慮なく相談してください。



ケースワーカーが支援を行う過程で知りえた情報や相談内容は、個人の情報として外部に漏らすことを禁じられています。（守秘義務）

ただし、関係機関と情報を共有しなければ支援が困難な場合は、その限りではありません。

（例えば、警察、保健所、子ども家庭センター、大阪府社会援護課、学校教育や市役所関係部署、社会福祉協議会など）

16. 民生委員の役割

民生委員は、市役所と生活保護を受ける人とのパイプ役です。

困ったことや悩みごとなどをもつ方々のよき相談相手として、必要な助言を行ってくれます。

秘密を守りますので、何か困ったことや、わからないことがありましたら相談してください。



17. いろいろな相談機関

名称	住所	電話番号	FAX 番号
はんなんしやくしよ 阪南市役所	はんなんしおざきちよう 阪南市尾崎町 35-1	(代表)072- 471-5678	072- 473-3504
	はんなんしおざきちよう 阪南市尾崎町 1-18-15	072- 447-5301	072- 471-7900
きかんそうだんしえん 基幹相談支援 センター	はんなんしおざきちよう 阪南市尾崎町 35-1 しみんふくしか (市民福祉課)	072- 489-4520	072- 473-3504
こそだ そごうしえん 子育て総合支援 センター	はんなんしおざきちよう 阪南市尾崎町 35-1 しえんか (こども支援課)	072- 489-4519	072- 473-3504
ちいきほうかつしえん 地域包括支援 センター	はんなんししもいで 阪南市下出 57-4 おざき ひがしとっとりけいいき 尾崎ハブビル1階	072- 493-2304	072- 493-2305
ちいきほうかつしえん 地域包括支援 センター	はんなんしはこつくり 阪南市箱作 3515-7 にしとどり しもしょうけいいき (西鳥取・下荘圏域)	072- 447-6428	072- 447-6438
しゃかいふくしきようぎかい 社会福祉協議会 (自立相談支援 事業)	はんなんしおざきちよう 阪南市尾崎町 1-18-15	072- 472-3333	072- 471-7900
せんしゅうみなみしやうぼう 泉州南消防 くみあいはんなんしやうぼう 組合阪南消防 しよきたぶんしよ 署北分署	はんなんしくろだ 阪南市黒田 ばんち 264番地の1	072- 473-0119	072- 473-1511
せんしゅうみなみしやうぼう 泉州南消防 くみあいはんなんしやうぼう 組合阪南消防 しよなんせいぶんしよ 署南西分署	はんなんしちも きだい 阪南市桃の木台 ちやうめ ばんち 1丁目1番地の1	072- 476-0119	072- 476-0122

名称	住所	電話番号	FAX 番号
ほけん 保健センター	はんなんしくろだ 阪南市黒田 263-1	072- 472-2800	072- 471-9868
じんざい シバ-人材センター	はんなんしとっとり 阪南市鳥取 ばんち 66番地	072- 471-0468	072- 471-7676
いすみさのほけんじょ 泉佐野保健所	いすみさのし 泉佐野市 かみかわらや 上瓦屋583-1	072- 462-7701	072- 462-5426
せんなんけいさつじょ 泉南警察署	はんなんしおざきちょう 阪南市尾崎町 ばんち 70番地	072- 471-1234	072- 472-4625
かいづか 貝塚 ねんきんじむしょ 年金事務所	かいづかしうみづか 貝塚市海塚 305-1	072- 431-1122	072- 431-3038
ほう 法テラス 堺	さかいしきかいくみなみはなだくち 堺市堺区南花田口 ちょう 町 2-3-20 さんきょうさかいひがし 三共堺東ビル 6F	050- 3383- 5430	
ハローワーク いすみさの 泉佐野	いすみさのしかみちょう 泉佐野市上町 2-1-20	072- 463-0565	072- 458-6160
きしわだこ 岸和田子ども かてい 家庭センター	きしわだしみやまえちょう 岸和田市宮前町7 ばんごう 番30号	072- 445-3977	072- 444-9008
おおさかふじょせいそつだん 大阪府女性相談 センター	おおさかしちゅうおうくおおて 大阪府中央区大手 まえ ちょうめ 前1丁目3-49 ドーンセンター-3F	06- 6949- 6022	06- 6809- 1072
ふえいじゅうたく 府営住宅 いすみさのかんり 泉佐野管理センター	いすみさのしたかまつひがし 泉佐野市高松東 いすみさの 1-10-37 泉佐野セ ンタービル 7F	072- 458-2850	
せんしゅうちいきわかもの 泉州地域若者 サポ-トステ-ション	いすみさのし 泉佐野市 しもかわらや 下瓦屋222-1	072- 464-0002	072- 464-0154

名称	住所	電話番号	FAX 番号
はんなんしみんびょういん 阪南市民病院	はんなんししもいで 阪南市下出 ばんち 17番地	072- 471-3321	072- 471-3977
しんせんなんびょういん 新泉南病院 むりょうていがくしんりょう (無料低額診療 じぎょう 事業)	せんなんし 泉南市りんくう みなみはま 南浜3-7	072- 480-5618	072- 485-0270